

商品概要説明書

福島銀行

(2024年7月16日現在適用中)

1. 商品名	いつでもどこでも支店専用普通預金 (総合口座含む)
2. お取扱対象先	国内に在住する18歳以上の個人のお客様 (ローン取引を行うお客様は20歳以上)
3. 預入期間	定めはございません
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時お預入れいただけます ・全店 ・ATM利用 (カード入金) ・為替振込金 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	随時払戻しいたします
6. 利息・利率 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の普通預金の利率を適用します *適用利率は、当行ホームページ、窓口にお問合せください 毎年2月と8月の当行所定の日に支払い、当該口座に入金します 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした、1年を365日とする日割計算
7. 税金	お利息に20.315% (所得税および復興特別所得税: 15.315% 住民税: 5%) の税金 (分離課税) ががかかります。(2037年12月31日まで適用)
8. 手数料	キャッシュカード等による時間外・他金融機関等でのご利用にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。 【未利用口座管理手数料について】 ・最後の預入れ、払戻しから2年以上一度も預入れ、払戻しがない口座は「未利用口座」として店頭に表示する「未利用口座管理手数料」をいただきます。 *最後の預入れ、または払戻しには、「お利息の元本への組入れ」ならびに「未利用口座管理手数料の引落とし」は該当しません。 ・未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内を送付させていただきます。一定期間 (約3ヵ月) 経過後もお取引がない場合に、所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 ・次の場合は、未利用口座の対象外です。 ①該当口座の残高が1万円以上ある場合 ②定期預金、投資信託、公共債、保険商品等のご契約がある場合 ③融資取引のある場合 ④死亡、破産等の事実がある場合 ・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約させていただきます。
9. 付加できる特約事項	・総合口座による当座貸越ができます *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします ・マル優 (マル優利用資格者のみ) の取扱いができます *限度額を越えた取扱いが発生した場合は、利息計算期間の利息が全部課税扱いとなります
10. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	_____
11. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、当行ホームページ、または店頭掲示ポスター等をご覧ください。

<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、預金口座を解約させていただきます。 ①本規定その他の当行が定めた各規定に違反したとき ②当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかったとき ③住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事項により当行にお客様の所在が不明となったとき ④預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになったとき ⑤預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき ⑥預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑦お申込み時に虚偽の申告をしたとき ⑧支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき ⑨非居住者と判明したとき ⑩本サービスがお客様の事業性に利用されたとき ⑪前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な理由が生じたとき
<p>13. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>